

創刊号

事業系



ごみ減量

大作戦！！

TOPICS

- 1.事業活動に伴って生じる廃棄物とは
- 2.産業廃棄物/一般廃棄物とは
- 3.市と事業者の役割と責任
- 4.契約書の締結
- 5.廃棄物処理を委託するときは

恵庭市役所生活環境部
ゼロカーボン推進室廃棄物管理課

1 事業活動に伴って生じた廃棄物って？

事業活動とは、事務所・店舗・飲食店・工場など、営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含みます。

量の多少に関わらず、こういった事業活動から生じた廃棄物は家庭ごみで出すことはできません。

2 産業廃棄物とは？一般廃棄物とは？

全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、下記の20種類が産業廃棄物として法律で定められています。また、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と言います。

あらゆる事業活動に伴うもの

① 燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす	⑪ がれき類	工作物の新築、改築、除去により生じたコンクリート破片、レンガ破片など
② 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物	⑫ ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設等によって集められたばいじん
③ 廃油	動植物性を問わずすべての廃油	⑬ 木くず-1	貨物の流通のために使用したパレット
		排出する業種が指定されているもの	
④ 廃酸	有機性、無機性を問わず全ての酸性廃油	⑬ 木くず-2	建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、パーク類等(上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物)
⑤ 廃アルカリ	有機性、無機性を問わず全てのアルカリ性廃液	⑭ 紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、および印刷物加工業からの発生する紙くず(上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物)
⑥ 廃プラスチック	発泡スチロール、合成繊維くずなど、固形液状すべての合成高分子系化合物(合成ゴム含む)	⑮ 繊維くず	建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から発生する天然繊維くず(上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物)
⑦ ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック)	⑯ 動植物固形物	と畜場で解体等をした獣畜、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
⑧ 金属くず	不要となった金属の研磨くず、切削くず	⑰ 動植物性残渣	食料品、医薬品、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る不要物等
⑨ ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど	⑱ 動物のふん尿	畜産農場から排出される牛等のふん尿
⑩ 鋳さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鋳炉かすなど	⑲ 動物の死体	畜産農場から排出される牛等の死体
		⑳ 汚泥の コンクリート 固形化物等	①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので①～⑱に該当しないもの

Point! しっかり分別すると、**会社のごみ処理経費**が下がる！？

ごみを捨てる際に、一般廃棄物と産業廃棄物が混在していると、市の処分手数料は産業廃棄物の料金となり、一般廃棄物の処分手数料よりも高くなります。

恵庭市事業系廃棄物処分手数料(令和6年4月時点)

産廃**可燃** 400円(税込)/10kg

一廃**可燃** 217円(税込)/10kg

産廃**不燃** 519円(税込)/10kg

一廃**不燃** 343円(税込)/10kg

※循環資源利用促進税を含む

たとえば・・・

紙類(ティッシュ等)とプラスチック類(ビニール等)、一緒に捨てていませんか？



紙類は**一般廃棄物可燃**、プラスチック類は**産業廃棄物可燃**に分別することで、ごみ処理にかかる経費を削減することができます！

※左図の産業廃棄物「⑭紙くず」に該当する業種は除く

(例) 紙類を1トン/年、プラスチック類を1トン/年 処分していた場合

分別せずに捨てる

全て産廃(可燃)扱い**80,000円(税込)**

分別して捨てる

一廃(可燃)21,700円+産廃(可燃)40,000円
計**61,700円(税込)**

その差
18,300円

ごみの量が増えれば経費削減の効果もさらに大きくなります。

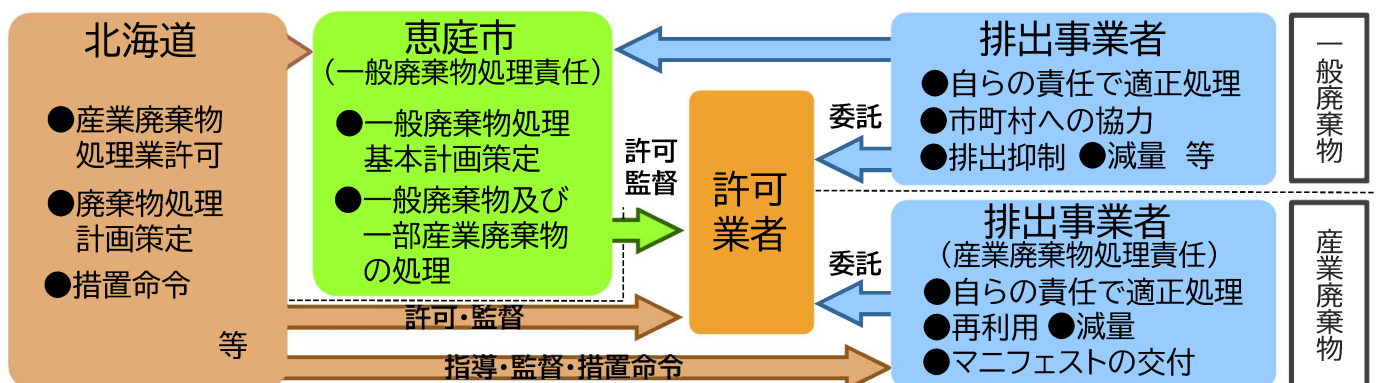
ごみの種類をより詳しくご覧になりたい場合は、「事業系廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き」をご覧ください。

恵庭市 リサイクルの手引き

検索

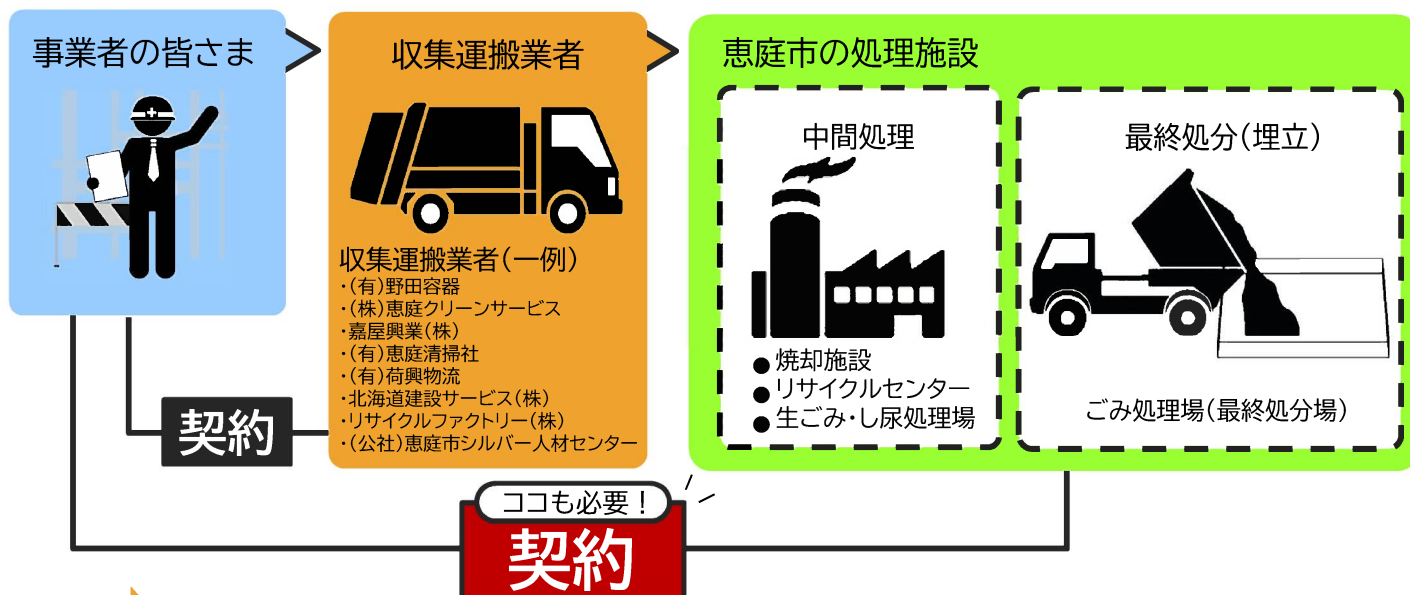
3 市と事業者の役割と責任

循環型社会の形成のために、国・地方自治体・事業者それぞれの役割を認識するとともに、自身の責務を果たし、適正処理を行う仕組みを構築・継続していくことが重要です。



4 契約書の締結

市のごみ処理施設(焼却施設、ごみ処理場、生ごみ・し尿処理場、リサイクルセンター)へ搬入する際は、「収集運搬業許可業者へ収集を委託する場合」「市のごみ処理施設へ直接持ち込む場合」いずれの方法でも、全事業者が市と契約の締結が必要です。契約書の提出がなければごみの搬入はできません。



Point!

- 事業系ごみは恵庭市では収集しておりませんので、自己搬入をするか、収集運搬業許可業者へご依頼ください。
- 収集運搬業者にごみの運搬を依頼している場合でも、毎年度市と契約書の締結が必要です。(自動更新ではありません)

詳しい契約手続きの方法や、契約書の様式は、市のホームページまたは廃棄物管理課窓口にて配布しています!

恵庭市 廃棄物処理委託契約書

検索

5 廃棄物処理を委託するときは

廃棄物の処理(収集運搬・処分)を委託した場合であっても、仮に委託先が不法投棄をした場合、排出事業者にも責任を問われることとなります。

廃棄物の収集運搬を委託する際は、一般廃棄物においては恵庭市、産業廃棄物においては北海道からの許可を得ている業者であることを必ず確認しましょう。

発行元

恵庭市生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理課

TEL:0123-33-3131 FAX:0123-33-3137

MAIL:haikibutsu@city.eniwa.hokkaido.jp

恵庭市公式
YouTube

